

〈2〉若年層の自立支援に関する 調査研究

市政研究センター 副所長 梓澤 昌徳

1 はじめに

本報告は、市政研究センターが平成25年度研究として取り組んだ「若年層¹の自立支援に関する調査研究」の概要である。

近年、非正規雇用の拡大による就労の不安定化や家庭環境の問題などによるひきこもり・ニートの顕在化など、困難な状況に直面する若年層が増加する傾向にある。本研究は、こうした状況をふまえ、現在の若年層の概況の整理や若年層の自立を阻害する要因の分析、国や県、市、民間支援団体等が実施している施策の整理等を行ったうえで、若年層の社会的自立支援のために取り組むべき方策について提言しようとするものである。

なお、自立を阻害する要因として、障がい、犯罪・虐待による被害、非行などの特殊事情、男女間格差も考えられるが、本研究においては、これらを視野に入れつつも対象としないこととする。

2 若年層の概況

若年層の自立支援方策検討の前提として、まずは、若年層が具体的にどのような状況に置かれているのかを明らかにしていく。

(1) 若年層の人口推計

まず、本市の若年層人口の推移をみると、平成7年をピークに減少に転じ、平成22年では115,196人となっている。また、総人口に占める割合は、昭和40年をピークに減少に転じ、平成

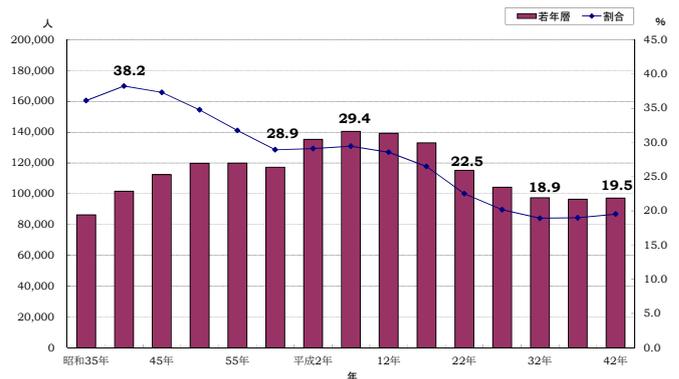


図1 宇都宮市の若年層人口の推移と推計

国勢調査・第5次宇都宮市総合計画推計値から作成
22年では22.5%となっている。

一方、将来の人口推計については、平成42年にはピーク時の約7割程度となる97,131人に、総人口に占める割合については、ピーク時から概ね半減の19.5%と、5人に1人程度になると見込んでいる(図1)。

このように、若年層の人口や割合が大きく減少することにより、労働力の減少に直接結びつくだけでなく、健康保険や年金制度等の社会保障制度の納付者の減少、納税者の減少、更なる少子化の進行など、社会を維持するための活力が低下し、若年層一人ひとりにかかる負担が増加するものと考えられる。こうした状況において、困難な状況に直面する若年層が増加することは、その状況をさらに悪化させる重大な問題であるといえる。

(2) 若年層の就学状況

次に、自立に向けた準備期間である義務教育及び高等教育機関における就学の状況を明らかにしていく。

いじめや学力低下などを要因とした年間の不登校児童生徒数は、各種対策により減少傾向にあるものの、本市立小学校が100人、本市立中学校が400人、栃木県内の高等学校が1,000人規模(図2)で推移している。特に高等学校については、中途退学者も同規模の1,000人程度で推移していることも勘案する必要がある。

¹ 本研究においては、若年層を「15歳から34歳(15歳未満も視野に入れる)」と定義した。なお、若年層の概況把握において、この年齢層に該当しないデータもある。



図2 栃木県内の高等学校における不登校生徒の推移

文部科学省児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査から作成

また、就学に際しての費用についても、厳しい経済状況を背景に、就学援助に頼る割合が増加している。本市の就学援助率は、全国に比べて低くなっているものの、増加傾向にあるのは同様であり、近年は3,500人を超える規模で、10人に1人にせまる割合の児童生徒が援助を受けているという状況である(図3)。

こうした中、高等教育機関、特に大学については2人に1人が入学するという高学歴社会となっており、学歴が雇用に際して優位となりづらくなる一方で、学歴が雇用の一定条件となっているため、何とかしてその費用を確保せざるを得ないという状況となっている。

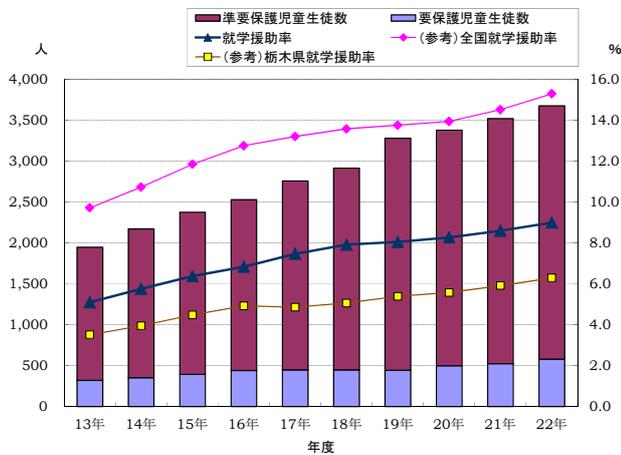


図3 宇都宮市の就学援助状況の推移

宇都宮市学校管理課事務概要から作成

(3) 若年層の就業状況

次に、近年、ニートや非正規雇用などが社会問題として取り上げられてきた若年層の就業状況についてであるが、さらに社会的孤立が話題になるなど、その状況はさらに悪化している感がある。こうした中、若年層の就業状況は具体的にどのようなになっているのかを明らかにしていく。

まず、15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない若年無業者、いわゆるニートの状況であるが、平成24年で全国に約63万人、当該年齢人口に占める割合は2.3%となっており、人数・割合共に平成14年から急激に増加している(図4)。この全国のニートの割合を本市に当てはめると、平成24年12月末現在の15～34歳人口117,769人のうち、2,709人がニートと推計できる。

次に、若年層の失業者であるが、平成20年の世界金融危機後を除き、おおむね減少傾向にあるが、平成24年で全国に110万人という大きな規模となっている(図5)。なお、平成24年の全国の失業率²を用いて本市の若年層失業者数を推計すると、平成22年の国勢調査による若年層労働力人口73,044人のうち、4,459人が該当するものと考えられる。

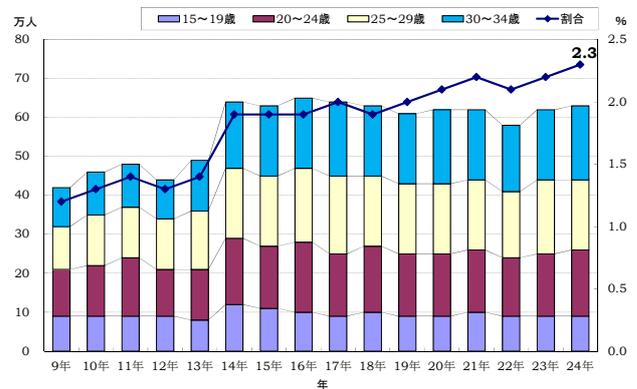


図4 若年無業者の推移

総務省労働力調査から作成

² 総務省労働力調査による。15～19歳7.9%、20～24歳7.9%、25～29歳6.4%、30～34歳4.6%。

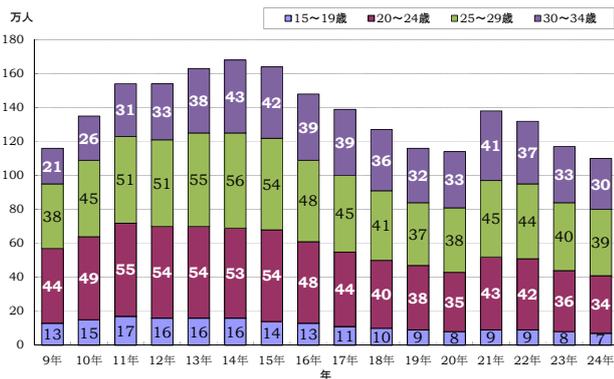


図5 若年層の失業者数の推移

総務省労働力調査から作成

次に、フリーター³であるが、平成20年まで減少傾向にあったが、景気の悪化を背景に若干増加し、平成24年は全国で約180万人、当該年齢人口に占める割合は6.6%となっている。年齢階級別では、15~24歳は若干変動があるもののおおむね減少傾向にある一方で、25~34歳は、人数・割合共に増加傾向にある。特に平成20年以降にその傾向が強くなっており、年長になるほど正規雇用へのハードルが高くなる傾向がうかがえる(図6)。なお、この全国のフリーターの割合を本市に当てはめてみると、本市の平成24年12月末現在のフリーターは7,773人と推計できる。

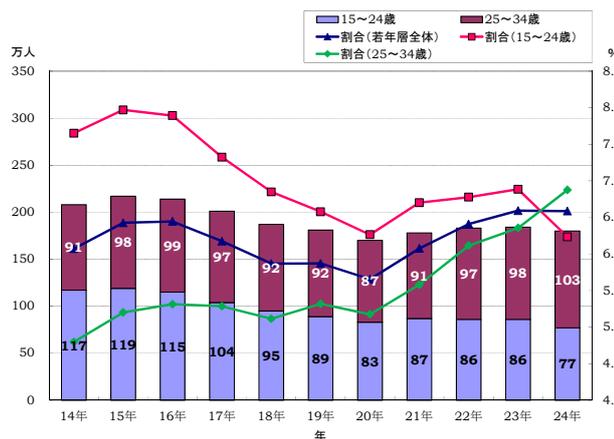


図6 フリーターの推移

総務省労働力調査から作成

³ ここでは、15~34歳の若年者(学生及び主婦を除く)のうち、アルバイト・パートの仕事をしている、または、アルバイト・パートの仕事を希望している無職の者を指す。

次に、前述のフリーターを含む全国の若年層の非正規雇用者であるが、平成18年の約477万人をピークに減少する傾向にあり、平成24年は約406万人となっている。雇用者(役員を除く)に占める割合は、全年齢層平均が約35%、雇用者3人に1人以上が非正規雇用となっているのに比べ、27.6%で4人に1人以上と、若干低い傾向となっている(図7)。なお、この非正規雇用者の割合を本市に当てはめてみると、平成22年の国勢調査による若年層就業者数が67,846人であることから、若年層非正規雇用者は18,725人と推計できる。

これら、ニート・失業者・フリーター・非正規雇用者のいわゆる不安定就業・無業者は、重複しているところもあることから、前述したデータだけでその規模を正確に表すことはできないが、これまでに記載した平成24年の数値を単純に合計すると、全国で353万人という驚くべき規模であることがわかる。

なお、参考までに、これまでの推計データにより本市の不安定就業・無業者の合計を算出すると25,893人(ニート2,709人+失業者4,459人+非正規雇用者18,725人)、該当年齢人口の22.0%、若年層の5人に1人以上が不安定な就業状況に直面しているということになり、本市においても厳しい就業状況であると推察できる(図8)。

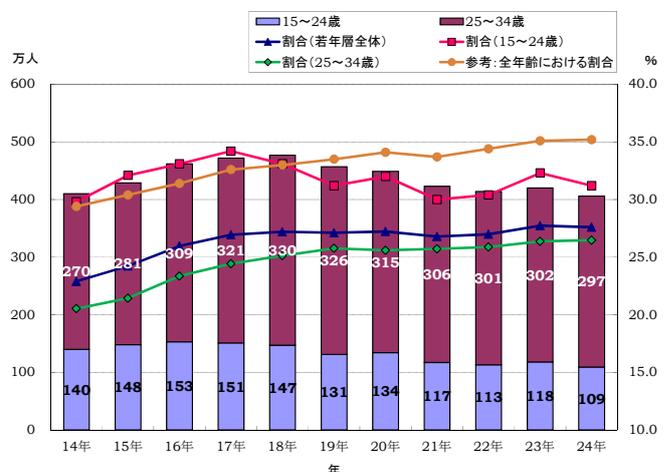


図7 若年層非正規雇用者の推移

総務省労働力調査から作成

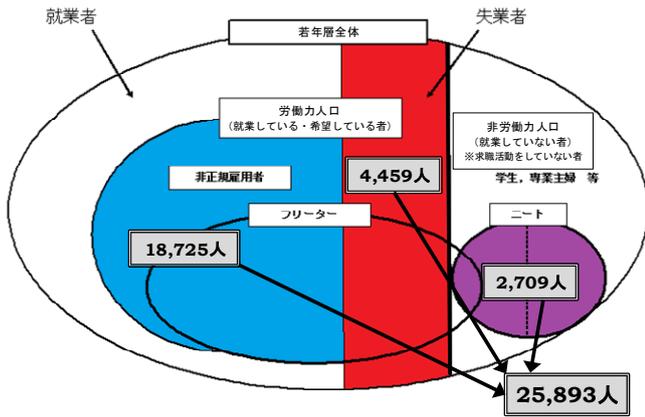


図8 宇都宮市の不安定就業・無業者の推計人数

筆者作成

また、学校卒業後の未就業者の状況を見ると、特に大学学部卒業者は、ここ数年は横ばい傾向であるものの、平成24年は全国で約106,000人、また、卒業生に占める未就業の割合も、ピーク時の平成15年の27.1%から減ったものの、平成24年は19.0%と、約5人に1人が進学も就業もできていないという状況であることがわかる(図9)。

さらに、ようやく就職できたとしても、新規学卒者の3年以内の離職率は高く、平成22年3月卒業生では、大学卒業生(短大等卒業生を除く)の離職率は31.0%となっている(図10)。

若年層のこのような厳しい就業環境は、本市の安定的な経済・消費環境の維持に大きな影響を与えかねない深刻なものといっても過言ではないだろう。

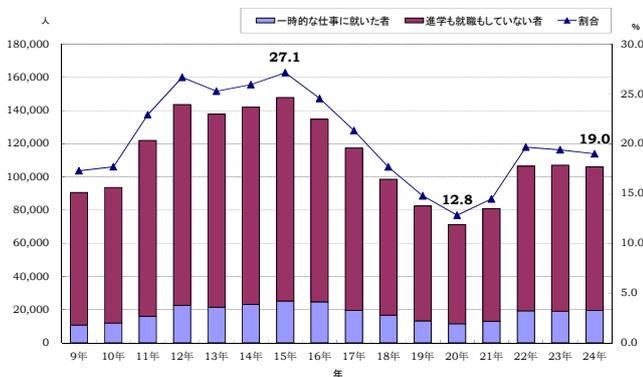


図9 大学卒業後の未就業者の推移

文部科学省学校基本調査から作成

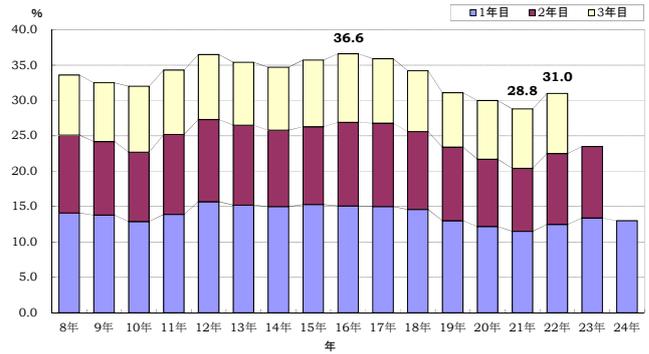


図10 新規大学卒業者在職期間別離職率の推移

厚生労働省新規学校卒業者の就職離職状況調査から作成

(4) 若年層の生活状況

若年層の概況把握の最後として、就学や就業といった場面に限定しない生活全般において、若年層がどのような状況にあるのかを明らかにしていく。

まず、社会との関わりという側面からの困難状況であるひきこもりについてであるが、ひきこもりは、仕事や就職に関するつまずき、いじめなどをきっかけとして発生し、家族以外の社会との接点がほとんどない状況となるため、実際的人数など全容を把握することが困難となっている。

数少ない実態調査として、平成22年2月、内閣府が全国の15~39歳の5,000人を対象(有効回収数3,287人:65.7%)に実施した「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)」がある。その調査において、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する者(準ひきこもりと定義)」から「自室からほとんど出ない者」まで含めた広義のひきこもりは、有効回収数に占める割合1.79%を用いて全国で69.6万人と推計している(表1)。なお、この割合を本市に当てはめてみると、本市の平成24年12月末現在の15~39歳人口が160,600人であることから、ひきこもりは2,874人と推計できる。

また、生活していく上での費用状況を把握する意味から生活保護の状況を見ると、本市の若年層

表1 ひきこもり群の推計数

	有効回収数に占める割合(%)	全国の推計数(万人)※注1	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する	1.19	準ひきこもり 46.0万人	
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.40	15.3	狭義のひきこもり 23.6万人 ※注2
自室からは出るが、家からは出ない	0.09	3.5	
自室からほとんど出ない	0.12	4.7	
計	1.79	広義のひきこもり 69.6万人	

出典：内閣府若者の意識に関する調査

(15～39歳)の被保護者⁴は、平成23年で1,247人であり、平成12年の402人の3倍強に増加している。特に平成20年の世界金融危機後の伸びが著しく、3年間で500人弱も増加している。また、被保護者総数に占める若年層被保護者の割合については、おおむね14%前後を推移してきたが、人数と同様、平成20年以降急激に伸びており、平成23年は16.1%で、その伸び・値共に国・栃木県の平均を上回る厳しい状況となっている(図11)。

さらに、若年層の全国の平均年間給与についてみると、年齢が上がるほど平均給与は高くなるが、平成23年では、19歳以下が124.6万円、20～24歳が246.6万円、25～29歳が336.2万円、30～34歳が385.1万円と、全ての層で全年齢平均

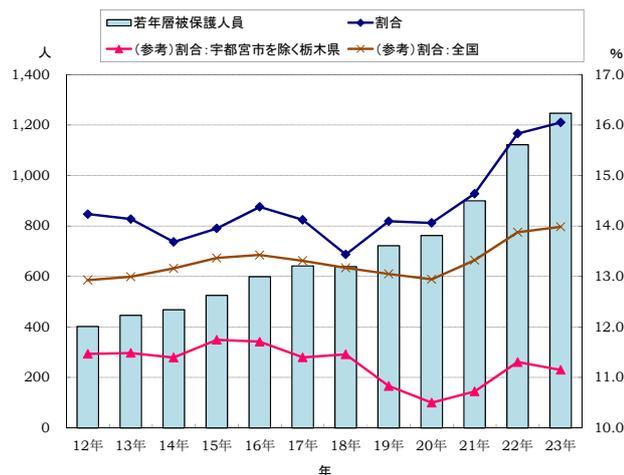


図11 宇都宮市の若年層(15～39歳)被保護者の推移

厚生労働省被保護者全国一斉調査から作成

⁴ 調査対象の年齢階級が、15～17歳、18・19歳、20～29歳、30～39歳となっているため、このデータにおける若年層は15～39歳とする。

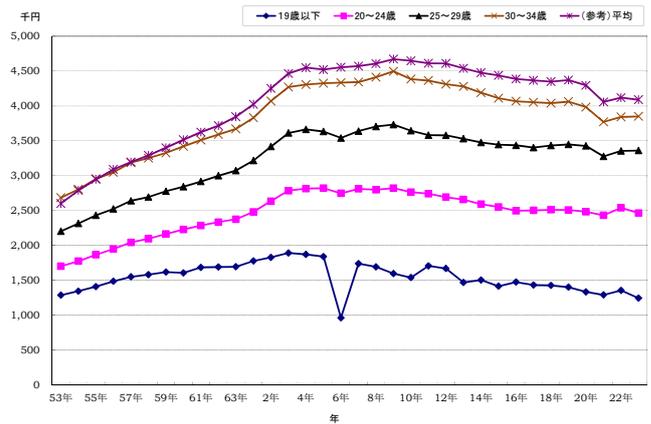


図12 若年層の年齢階級別平均給与の推移

国税庁民間給与実態統計調査から作成

409.0万円を下回っている。また、その推移をみると、若年になるほど給与が据え置かれる傾向であることがわかる(図12)。

ここまで本章でみてきたように、若年層を取り巻く現状は、若年期が自立に向けて紆余曲折しながら成長していく過渡期であることを考慮しても厳しい状況にある。我が国の将来を担う世代として活躍してもらうためにも、多くの若年層が自立できるよう、社会全体で取り組み、適切な支援策を講じていく必要があることがわかる。

3 若年層の自立を阻害する

要因と課題

(1) 若年層の困難状況の整理

前章で明らかにした若年層の概況のうち、特に困難な状況について、主にどのような社会的要因を原因として、生活の各場面でどのような問題状況が発生し、結果的にどのような困難状況になるのかをライフステージを考慮しながら整理してみたのが図13である。

図に記載のとおり、若年層の困難な状況は、さまざまな要因が複雑に絡み合っ家庭、学校、職場などの各場面において問題状況を引き起こして発生するものであり、さらに、その困難な状況は、更なる要因や問題等により深刻さを増し、かつ、

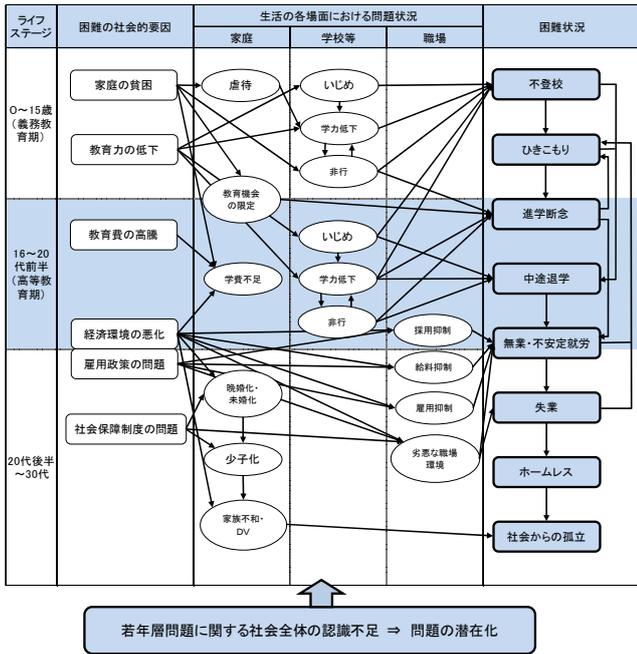


図13 若年層の困難状況と社会的要因等との相関図

筆者作成

困難状況を繰り返すという悪循環も発生しているものと考えられる。また、ライフステージでみると、困難状況となったのが若年であればあるほど困難状況が連鎖し、自立へのハードルがより高くなるものと考えられる。

(2) 若年層の自立を阻害する主な要因と課題

次に、若年層の困難な状況が発生させる主な具体的要因等にはどのようなものがあり、それがどのように自立を阻害しているのか、それを解消するためにはどのような課題があるのかを整理する。

1) 子どもの貧困

まず、若年層の自立を阻害する社会的要因として経済面の問題が考えられるが、中でも、近年話題となっているのが「子どもの貧困」である。

我が国の子どもの相対的貧困率は、厚生労働省の平成22年国民生活基礎調査によると、平成21年で15.7%と、国際的にも深刻なレベルとなっ

5 OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したもの。

いる。また、子どもがいる現役世帯の状況をみると、全体では14.6%であるのに比べ、大人が1人の世帯では50.8%と非常に高くなっている。

また、厚生労働省平成24年度予算要求資料によると、高等学校等への進学率は、平成23年度の一般世帯の進学率が98.2%であるのに比べ、生活保護世帯では89.5%と、10ポイント程度低い状況にあり、貧困が連鎖することを裏付ける結果となっている。特に、自立の形態の1つである就業において、学歴が優位となりづらくなる一方で、一定条件となっている現状を勘案すると、高等教育機関への進学において、子どもの貧困は学力の維持、費用の確保の両条件を満たせなくする阻害要因となるのは明らかであり、その結果、自立に向けた選択肢が狭くなるのが懸念される。

こうした状況をふまえ、国では平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を、12月に「生活困窮者自立支援法」を制定し、法に基づく相談窓口の設置や子どもの学習支援などの各種支援方策の検討が各自治体において始まっている。こうした取組をはじめとして、社会全体で子どもの貧困や貧困の連鎖を解消するため、幼少期からの経済面・学習面での支援策を講じていくことが大きな課題といえよう。

2) 若年層の雇用環境の悪化

次に、本市でも数多くの若者が厳しい状況であることが推察される雇用の問題が挙げられる。

若年層については、バブル崩壊後の長引く景気低迷の影響下で、多くの企業が人件費を抑制するため、正規雇用者の解雇よりも新規採用の抑制を行う事態が長期間続いたことにより、非正規雇用を選択せざるを得ないようなケースが多数発生した。こうした景気低迷の影響や雇用に関する規制緩和が不安定雇用の急激な増加の大きな原因といえよう。

このような不安定雇用の増加に伴い、低賃金傾向にあることをはじめとして、期間が限定的な雇

用形態が多いこと、若年層の社会保障制度が十分でない面があることなど、若年層を取り巻く雇用環境は、景気動向だけでは解消できない構造的な問題となっているといえよう。

なお、若年層の就業問題については、未だ若年層自身の意識や能力などによるものとして捉えられがちである。しかしながら、総務省の平成 24 年就業構造基本調査の中で、若年無業者に対し、求職をしない、または就業を希望しない理由を聞いているが、最も多いのが「病気・けがのため」であることなどから、好んでその立場にいる者は少ないのではないかと思われる。

このような状況を社会全体が真摯に受け止め、若年層を対象とした施策だけでなく、雇用側への対策や新たな支援制度・社会保障制度の創設、多種多様な不安定就業の状況をふまえた能力・状況に応じた適切な雇用支援策の充実など、さまざまな雇用支援対策を講じることが課題であろう。

3) 子どもの育成環境の変化

若年層の自立には、若年層自身が意欲や知識を持つことが前提となるが、その育成過程において、家庭や地域が担ってきた機能が変化してきていることが問題として挙げられる。

少子高齢化や晩婚化などの影響を受けて、高度経済成長期から進行してきた核家族化の様相が変化し、単独世帯や子どものいない世帯、さらには片親世帯が増加するという状況が続いている。そのため、親による子どもの教育・養育でさえ十分でなくなりつつある。

また、文部科学省が平成 18 年 3 月に公表した「地域の教育力に関する実態調査」において、保護者への地域の教育力を自身の子ども時代と比較する質問に対し、過半数が「以前に比べて低下している」(55.6%) と回答していることからわかるように、地域の教育力も低下傾向にある。

こうした状況の中、本市においても、平成 24 年度から全市実施となった「小中一貫教育・地域

学校園制度」の導入などさまざまな対策が講じられているが、特に若年層の自立に向けた教育・養育機能を向上させる仕組みを社会全体で構築することが課題であると思われる。

4) 若年層の困難状況の多様化

前述したように、若年層の困難な状況が発生させる要因には、経済状況をはじめとするさまざまなものが考えられるが、これに若年層個々の能力や資質の問題を加えた複数の要因が複雑に絡み合っていること、また、こうした複雑多様化した要因により、発生する困難な状況も多様化していることが問題として挙げられる。

図 13 でもその複雑な相関図を示しているが、ひきこもりやニートに限って考えてみても、図 14 のように、発達障害などの個々の基礎的問題に貧困などの外部要因が絡み、そこから二次的問題が発生し、さらに他の問題・要因と絡み合いながら悪循環を繰り返すと考えられる。また、支援方法について、就労を例にとってみても、家庭内でも孤立しているような段階から、仕事はしたいが仕事がない段階、仕事はできるが長続きしない段階などがあり、その段階に応じて対応が異なってくる。

こうした複雑多様化した困難状況に対応するためには、行政や医療機関、民間支援団体など多く

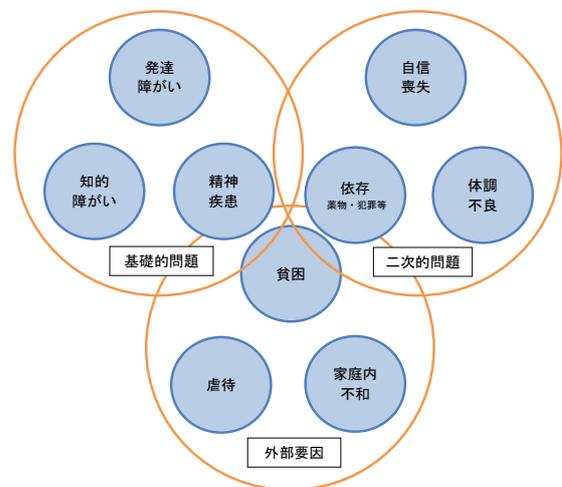


図 14 引きこもり等の困難状況が発生させる主な問題等
筆者作成

の機関・団体の連携・協力が必要となっている。また、専門的・客観的視点で捉え、どういふ分野の支援が必要となるのかを適切に判断し、対処あるいはコーディネートできる人材や組織の育成、さらには関係する分野について専門性を有する人材を育成・確保することが課題となる。

5) 自立できない若年層の潜在化

若年層の困難状況の中には、ひきこもりをはじめとして、その現状を把握することが難しいものが多く、また、社会保障制度の未整備などにより支援を諦める者など、自立できない若年層が家庭や社会の中に潜在化し、彼らからの自立に向けた積極的なアプローチがないことが問題として挙げられる。

また、学校に所属しているうちは把握が容易であるが、市町村が所管している義務教育が終了してから次の進路に進む際、または中途退学による情報の分断などにより、困難状況が潜在化しがちな傾向もある。

このような状況に対し、一部の民間支援団体によって、困難状況にある子どもなどに対して家庭に訪問して支援を行う、いわゆるアウトリーチ手法を導入し、成果をあげている事例がみられるようになってきている。このように、困難状況にある若年層からのアプローチを待っているだけではない能動的な支援方策を検討するほか、実態把握のため、情報の収集や関係機関の情報共有化などが可能となる方策を検討することが課題であろう。

6) 若年層に対する社会全体の認識不足

最後の問題は、困難を抱える若年層がこれだけ多く存在し、その対策に国や地方公共団体、支援団体などが積極的に取り組んでいる状況であるにもかかわらず、若年層の問題が深刻化していることを知らない人が多いことや、知っていてもその問題が未だ彼ら自身の意識や能力の問題として捉えられがちであるということである。

本市が平成24年に実施した第45回市政世論調

査では、市の基本施策25本の取組の認知度を聞いているが、青少年の自立に関する施策「健全な青少年の育成」の認知度は、下位から3番目となっている⁶。こうした結果を例に挙げなくとも、若年層の問題が各種メディアで取り上げられ続けているにもかかわらず、問題の改善傾向がみられないことなどを考えると、この問題が社会全体にとって十分に認識されていないといえるだろう。

まずは、若年層の問題を社会全体の課題として多くの人々が認識することが重要であり、そのための効果的な周知・啓発活動を推進し、社会に浸透させることが課題であろう。

4 若年層の自立支援対策の状況

(1) 子ども・若者育成支援推進法

若年層の自立支援対策については、フリーター・無業者の増加などを背景に、平成15年6月に策定された「若者自立・挑戦プラン」から本格化し、その後もいくつかの計画策定や法の制定などが行われ、現在は、平成21年7月に制定された「子ども・若者育成支援推進法」に基づいて各種施策が講じられている(図15)。

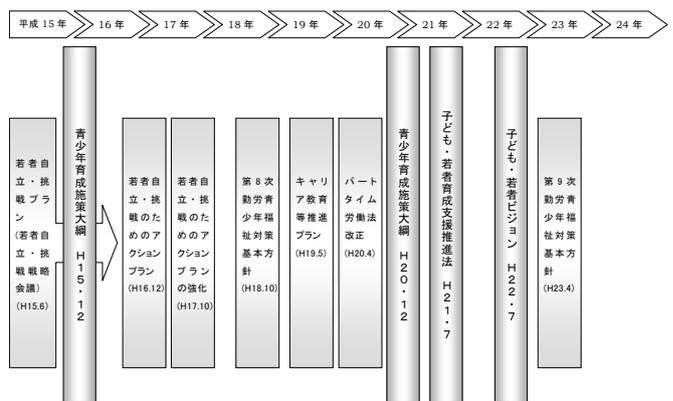


図15 子ども・若者自立支援に関する法令・計画の動向
内閣府『平成25年版子ども・若者白書』の図を一部加工

⁶ 宇都宮市HP

<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/koho/yoronchosa/026110.html>

表2 若年層自立支援対策 課題対応一覧

課題	問題状況等	対策			
		国	栃木県	宇都宮市	団体等
子どもの貧困	・就学費用の確保が困難 ・教育機会が不足	・児童手当制度等経済的支援の充実 ・ひとり親家庭等の自立支援等の展開 ・生活困窮者自立支援法の制定 ・学習支援ボランティア事業等による子どもの学習支援	・各種資金・手当の貸付・支給	・就学援助・奨学金制度の運用 ・生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業（検討中）	
若年層の雇用環境の悪化	・不安定就業者が増加 ・ワーキングプアの増加	・ジョブカード制度等による就業能力・意欲の習得 ・新卒者就職応援プロジェクト等による就労等に当たっての支援	・青少年の主体的なキャリア形成支援 ・とちぎジョブモール等における就労支援	・キャリア・コンサルタントによる就職相談などの就労支援	・サポステ子屋における高認取得のための学習支援 ・しごとや「ユニバーサルデザインジョブ」をはじめとする中間的就労や職業体験の実施
子どもの育成環境の変化	・家庭・地域の教育力の低下	・学校教育等を通じたコミュニケーション能力や規範意識等の育成	・家庭・地域の教育力の向上	・小中一貫教育・地域学校制度の導入 ・家庭教育・地域教育・生涯学習の推進	
若年層の自立困難な状況の多様化	・関係団体・組織の連携不足 ・専門性を有した支援者不足	・子ども・若者育成支援推進法に基づく枠組みの整備 ・地域若者サポートステーション整備促進による自立支援 ・ひきこもり地域支援センターの整備促進による自立支援	・法定協議会の設置（検討中）やネットワーク会議の設置などによる自立支援ネットワークの整備	・青少年自立支援センターふらっぶによる相談事業をはじめとする支援事業の推進 ・宇都宮市青少年自立支援ネットワーク会議の運営	・とちぎユースワークカレッジ等による通所型プログラムの提供 ・とちぎ青少年自立援助センターによる合宿型プログラムの提供
自立困難な若年層の潜在化	・困難状況の把握不足	・子ども・若者に関する実態等の把握、知見の集積・共有のための調査研究	・子ども・若者総合相談センター設置による情報の一元化・ワンストップサービスの実現（検討中）	・ふらっぶによる訪問相談の実施	・とちぎ若者サポートステーション等による相談事業の実施 ・各団体等による訪問相談の実施
若年層に対する社会全体の認識不足		・子ども・若者白書や厚生労働白書などによる周知・啓発	・各種講演会等の主催・共催・後援	・各種講演会等の主催・共催・後援	・各団体等による講演会等の開催

筆者作成

(2) 国・栃木県・宇都宮市・団体等による対策

紙面の都合上、詳細は省略する⁷が、国や栃木県、本市、さらには市内の民間支援団体等によって多くの若年層の自立支援対策が講じられている。その各対策について、前章で整理した「課題」を切り口にして整理したのが表2である。

この一覧から栃木県及び本市内における対策状況を概観すると、国による制度構築・支援のもと、県、市、団体等がその特徴を活かしながら、おおむね適正な役割分担により、国の補助金等を活用して包括的に施策事業を実施しているといえよう。

しかしながら、子ども・若者育成支援推進法に位置づけられた支援ネットワークの核である「子ども・若者支援地域協議会」や相談機能の拠点となる「子ども・若者総合相談センター」について、現在検討中ではあるものの未整備となっているなど、まだまだ体制の整っていない面がある。また、各種対策を包括的に把握し、それぞれの対策が有機的・相乗的に効果をあげるためのコーディネート機能や人材の養成が必要であることなどの問題もあることがわかる。

⁷ 当センター報告書『若年層の自立支援に関する調査研究報告書（平成26年3月）』を参照いただきたい。

5 取り組むべき若年層の

自立支援方策

ここまで整理してきた若年層の現状と課題、対策の現状をふまえ、本市が取り組むべき若年層の自立支援方策について提案する⁸。

なお、具体的な方策例については表3で示し、以下は、本市で実施すべき対策を中心に概要を記載する。

(1) 困難状況に陥らせないための支援

若年層が困難状況に陥ることなく、誰もが健やかに成長し、自立できる社会の実現が理想であり、成長の早い段階から困難状況となる要因を除去するような取組を実施することが効果的であると思われる。

そのため、「経済的困難を抱える子ども・若者のための支援」として、生活困窮者自立支援法等に基づく自立支援策の充実や給付型奨学金導入の検討、生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業の導

⁸ 本市が独自に取り組むべき施策事業だけでなく、国や栃木県、支援団体等に対する働きかけも提案に盛り込むこととした。

表3 取り組むべき若年層の自立支援方策(例)一覧

分類	支援の方向性	具体的な自立支援方策(案)			
		国に対する要請等	栃木県に対する要請等	宇都宮市	団体等に対する要請等
困難状況に陥らせないための支援	経済的困難を抱える子ども・若者のための支援	・生活困窮者対象の新たな自立支援制度の構築・財源確保 ・給付型奨学金の創設・財源確保	・生活困窮者対象の新たな自立支援制度の構築・財源確保 ・給付型奨学金の創設・財源確保	・生活困窮者自立支援法等に基づく自立支援策の充実(社会福祉協議会等との連携による) ・就学援助制度の見直し・新たな援助制度の導入 ・給付型奨学金の導入 ・生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業の導入	・生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業への連携・協力の充実
	社会総ぐるみによる子ども・若者の自己形成支援		・県教育委員会(県立高校)におけるキャリア教育の充実	・学校における発育段階に応じたより効果的・実践的キャリア教育の導入 ・地域社会・企業に対する協力要請(インセンティブの検討)	・市内大学におけるキャリア教育の充実 ・職業体験教育への協力
	若年層の就労支援	・人生前半期の社会保障の強化(低賃金の解消、若年層向け福祉政策・住宅政策の導入など) ・就労相談、斡旋、説明会などの充実	・就労相談、斡旋、説明会などの充実	・地元企業と若年層のマッチング施策の導入(合同面接会、合同企業案内の作成など) ・就職活動の基本講座の開催 ・若年層雇用優遇企業に対するインセンティブの導入 ・市独自の支援制度の導入(家賃補助等) ・市による直接的就労支援機能の導入	・商工会議所等による若年層雇用強化の企業への働きかけ ・高等学校・大学における効果的なキャリア教育の導入・実施
困難状況にある若年層への支援	より実効性のある支援ネットワークの構築・人材の養成	・若年層自立支援に関する国家資格の創設	・子ども・若者育成支援推進法に基づく法定協議会の設置・運営 ・自立支援人材の養成講座の実施 ・自立支援人材の派遣・人件費負担 ・行政職員・教員に対する研修等の実施	・宇都宮市青少年自立支援ネットワーク会議の見直し ・関係課による幅広い庁内体制づくり ・自立支援人材の養成講座の実施 ・自立支援人材の派遣・人件費負担 ・行政職員・教員に対する研修等の実施 ・青少年自立支援センターの権限・機能強化	・支援ネットワーク構築の支援 ・自立支援人材養成に関する協力
	困難状況にある若年層の把握と能動的なアプローチの展開		・子ども・若者総合相談センター設置による情報の一元化	・潜在化している若年層の把握方法の検討 ・インターネットやメディア等を活用した効果的な情報提供	・高等学校や大学との困難状況の情報共有化 ・訪問相談可能な人材の育成・確保
	支援活動体制の充実		・県内市町村との適切な役割分担の検討	・支援団体への間接的・直接的支援策導入(人材派遣、人件費の負担、収益事業の委託など)	・適切な役割分担のための協議・検討
若年層の自立を支える社会づくり	宇都宮市青少年自立支援プランの改定			・宇都宮市青少年自立支援プランの改定 ・計画改定を通じた問題提起の仕組みづくりの検討	・宇都宮市青少年自立支援プラン改定に際しての協力
	周知啓発活動の充実			・メディアとの連携による周知啓発活動 ・子ども・若者への働きかけの実施	・行政との共同によるイベントの開催

筆者作成

入などを、「社会総ぐるみによる子ども・若者の自己形成支援」として、学校における発育段階に応じたより効果的・実践的キャリア教育の導入など、「若年層の就労支援」として、地元企業と若年層のマッチング施策や若年層雇用優遇企業に対するインセンティブの導入、市による直接的就労支援機能の導入などを検討すべきと考える。

(2) 困難状況にある若年層への支援

困難状況に陥っている多くの若年層がより深刻な状況とならないよう、早い段階で対処し、再チャレンジできるように支援することが重要であると思われる。

そのため、「より実効性のある支援ネットワークの構築・人材の養成」として、自立支援人材の養成講座の実施や幅広い庁内体制づくり、青少年自立支援センターの権限・機能強化を、「困難状況にある若年層の把握と能動的なアプローチの展開」として、インターネット等を活用した効果的な情報提供を、「支援活動体制の充実」として、支援団体への間接的・直接的支援策の導入などを検討すべきと考える。

(3) 若年層の自立を支える社会づくり

これら支援策の成果をあげるためには、若年層の厳しい現状を認識し、その解決に社会全体で取り組む体制を構築することが何よりも重要だと考える。

そのため、「宇都宮市青少年自立支援プランの改定」や、計画改定を通じた問題提起の仕組みづくりの検討を、「周知啓発活動の充実」として、メディアとの連携による周知啓発活動などを検討すべきと考える。

6 おわりに

本研究では、若年層が直面している深刻な困難状況を中心に明らかにしてきた。この提案が今後の若年層の自立支援の充実に向けた一助となれば幸いである。

本研究に際し、自治体担当者や自立支援団体の方々には、業務多忙のところ、ヒアリング調査等にご協力いただくとともに、貴重なご助言をいただいた。末筆ながら記して感謝申し上げます。